

筑波大学の学生組織等について新旧対照表

(新)	(旧)
(略)	(略)
<p>(組織)</p> <p>2 学生により自主的に運営される組織として、次に掲げる学生組織を置く。</p> <p>(1) クラス(国立大学法人筑波大学学群学則(平成16年法人規則第10号)第56条第4項に規定するクラスをいう。以下同じ。)に、当該クラスの学生により自主的に運営される組織として、クラス会議を置く。</p> <p>(2) 学類、体育専門学群及び芸術専門学群<u>ならびに総合学域群</u>(以下「学類等」という。)ごとに、クラス会議が選出したクラス代表により自主的に運営される組織として、クラス代表者会議を置く。</p> <p>(3) 筑波大学に、クラス代表者会議が選出した座長及び副座長により自主的に運営される組織として、<u>全学学群生代表者会議</u>(以下「全代会」という。)を置く。</p> <p>(4) <u>全学学群生代表者会議</u>を「全代会」と呼称する。</p>	<p>(組織)</p> <p>2 学生により自主的に運営される組織として、次に掲げる学生組織を置く。</p> <p>(1) クラス(国立大学法人筑波大学学群学則(平成16年法人規則第10号)第56条第4項に規定するクラスをいう。以下同じ。)に、当該クラスの学生により自主的に運営される組織として、クラス会議を置く。</p> <p>(2) 学類、体育専門学群及び芸術専門学群(以下「学類等」という。)ごとに、クラス会議が選出したクラス代表により自主的に運営される組織として、クラス代表者会議を置く。</p> <p>(3) 筑波大学に、クラス代表者会議が選出した座長及び副座長により自主的に運営される組織として、<u>全学学類・専門学群代表者会議</u>(以下「全代会」という。)を置く。</p> <p>(4) <u>全学学類・専門学群代表者会議</u>を「全代会」と呼称する。</p>
(略)	(略)
<p>9 第7項によりクラス代表を選出したときは、当該学類長、体育専門学群長または芸術専門学群長、<u>ならびに総合学域群長</u>(以下「学類長等」という。)及び当該クラスのクラス担任教員に報告しなければならない。</p>	<p>9 第7項によりクラス代表を選出したときは、当該学類長、体育専門学群長または芸術専門学群長(以下「学類長等」という。)及び当該クラスのクラス担任教員に報告しなければならない。</p>
(略)	(略)
<p>2 3 全代会は、次に定める選挙により、議長 1 人及び副議長 2 人を選出する。</p>	<p>2 3 全代会は、次に定める選挙により、議長 1 人及び副議長 2 人を選出する。</p>

- (1) 選挙は、構成員の3分の2以上の投票がなければ成立しない。
- (2) 不在者投票及び代理投票は認めない。
- (3) 構成員の過半数の得票をもって議長又は副議長を定める。
- (4) 過半数の得票者がいないときは、決選投票による。

(略)

(学群等クラス連絡会)

26 学群等ごとに、大学職員と学生の意見交換、討議、連絡等(以下「意見交換等」という。)を行う組織として、学群等クラス連絡会(以下「クラス連絡会」という。)を置く。

(略)

附記

この決定は、令和3年4月1日から実施する。

- (1) 選挙は、構成員の3分の2以上の投票がなければ成立しない。
- (2) 不在者投票及び代理投票は認めない。
- (3) 構成員の過半数の得票をもって議長又は副議長を定める。
- 過半数の得票者がいないときは、決選投票による。

(略)

(学類・専門学群クラス連絡会)

26 学類等ごとに、大学職員と学生の意見交換、討議、連絡等(以下「意見交換等」という。)を行う組織として、学類・専門学群クラス連絡会(以下「クラス連絡会」という。)を置く。

(略)

(新設)